

議案に対する質

疑

区域外道路線の認定の承諾は

問

①提案理由は。
②松前町南黒田工業団地化に伴う交通安全について

答

①松前町から南黒田地区へ進入するため、本市の区域を越えて、松前町が町道路線を認定することについて、承諾を求められたので提案した。
②松前工業団地への進入道路は、この路線が一本である。現在、伊予市の工業団地で市道北組1号線に通じる道路は1カ所だけで、この道路が完成すると、伊予市側からも松前に抜けられるし、松前の工業団地の人もウエルピアの方に出ることもあり、台数が増えることを懸念している。今後、松前町にも呼びかけ、現在この工業団地内に信号が1台もない状況なので、積極的に安全対策を進めていきたい。



認定後に交通量の増加が予想される市道

下水浄化センター水処理施設増設工事委託

問

①処理能力は。
②漁協に払う下水道放流協力金は。
③競争入札でなく、なぜ下水道事業団と随意契約にするのか。民間業者を入れるともつと安くなるのではないか。

答

①最大で1日当たり1650m³で、現在約87%処理してい

る。

②漁協との協定で3年ごとに更新している。21年度に改定し23年度までの間は、年間363万8000円である。今後、下水道の普及率によって下がっていく。

③下水道事業団は、地方公共団体が主体となつて業務運営を行う法人で、設計から施工管理まで、それぞれ資格を持った職員が行つており、5・3%の事務費は高くはない。

終末処理場やポンプ場など根幹的な施設建設では、広い分野で高度な技術と豊富な知識が必要であり、県下でも施工管理の技術者がいる松山市以外は、すべて同事業団に委託している。

伊予市公衆便所条例の制定に関連して

問

①3カ所の公衆便所の位置、男女別便器の数、利用者数、土地の所有形態、管理の委託先と委託料はどうか。
②傷つけたり、汚したりした事例が今まであったか。その処置はどうするのか。

答

①東町公衆便所は、中山高校近くの東町商店街の中にある三島神社境内、男女別はなく、小便器2、大便器1で水洗、多数の利用者、永田三島神社と土地使用貸借、地元商工会女性部と月7000円。
牛ノ峰公衆便所は、上灘のパラグライダー発進基地そばの広場、男性用大1、小1、女性用1で汲み取り式、約50名、市有地、パラグライダー利用者のボランティア。

大谷池公衆便所は、大谷池堤そばの砥部町内、多目的トイレ1、男性用大1、小2、女性用2で水洗、大谷池土地改良区と使用貸借、都市整備課で予算措置。

②現在まで発生していない。事例があれば、原状回復のための費用を負担してもらう。

伊予市土地計画等の案の作成手続に関する条例の制定

問

①地区計画制度の目的と趣旨について問う。
②市街化調整区域、市街化区

域の関係等はどういうふうになっているか。

答

①調整区域を市街化区域に編入する際、松山広域では、必ず地区計画を定めなければ市街化区域には編入できないという要件がある。

今後調整区域を市街化区域にする場合に、この地区計画を定めなければならないということが大きな目的である。

開発の手段として、調整区域内で開発する場合に地区計画という方法で行うこともできる。

②市街化区域内では、開発等を行う場合、地区計画を作成する必要はない。調整区域を市街化区域に編入とか、開発する際に地区計画が必要になる。

また、地区計画は、地元の住民や自治体が発想してつくるものであるが、近いうちには、市街化区域の隣接地で将来開発ができる区域等を市街化区域にしていきたいと思っている。